

議案第 49 号

鯖江市手数料徴収条例の一部改正について

鯖江市手数料徴収条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和 4 年 8 月 30 日提出

鯖江市長 佐々木 勝 久

提案理由

マイナンバーカードを利用したコンビニ交付サービスを推進し、マイナンバーカードの取得推進および窓口混雑の緩和を図るため、所要の改正を行いたいので、この案を提出する。

鯖江市条例第 号

鯖江市手数料徴収条例の一部を改正する条例

鯖江市手数料徴収条例（昭和55年鯖江市条例第8号）の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

（多機能端末機による交付の場合の特例）

- 3 令和4年12月1日から令和7年3月31日までの間、多機能端末機（特定の電子計算組織と通信回線で接続された共用の端末装置をいう。）による交付の場合にあっては、別表の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる手数料については、それぞれ同表の右欄に掲げる金額とする。

種類	金額(円)
戸籍の謄抄本または磁気ディスクをもって調製された戸籍に記録されている事項の全部もしくは一部を証明した書面の交付手数料	1通につき 300
住民票の写しまたは戸籍の附票の写しもしくは磁気ディスクをもって調製された戸籍の附票に記録されている事項を記載した書類の交付手数料	1通につき 150
印鑑登録証明書交付手数料	1通につき 150
納税証明書交付手数料	1通につき 150
資産証明書交付手数料	1通につき 150
所得証明書交付手数料	1通につき 150

附 則

この条例は公布の日から施行する。